

# 奈良工業高等専門学校教職員会議規程

平成17年 4月 1日制定

令和 5年11月21日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教職員会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は本校の運営に関し、校長が必要と認める事項について連絡調整を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 本科の推薦特別選抜及び学力選抜合否判定
- 二 学生処分のうち、停学及び退学に関わるもの
- 三 本科の進級判定及び卒業認定
- 四 その他、校長が必要と認めた事項

2 前項第2号に掲げる事項のうち、教務委員会及び学生委員会の専決事項は除く。

(組織)

第4条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 常勤の教員
- 三 事務部長
- 四 総務課長及び学生課長
- 五 技術長

(会議の開催)

第5条 会議は、原則として毎月1回校長が招集し、その議長となる。なお、必要ある時は臨時に開催することができる。

(定足数)

第6条 会議は、出張、研修、特別休暇、休職、停職中の者及び療養中の者（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第23条の規定により就業できない者）を除く3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(組織以外の出席)

第7条 会議の議事に関係のある係長以上（相当職を含む。）の者は、会議に出席するものとする。

2 校長が必要と認めたときは、第4条に掲げる者以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 会議に関する事務は、総務課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校会議等運営内規（昭和42年12月21日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月12日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月21日改正）

この規程は、令和5年11月21日から施行する。